

遠距離通学費補助金のご案内

静岡県では、遠方から県内の県立高校に通学する方の経費負担の軽減を図るため、条件を満たす方に対して補助金を交付しています。支給条件を確認のうえ、該当する場合は、申請に必要な書類をお渡ししますので、事務室までご連絡ください。

◇補助の対象条件(下記(1)～(3)すべて満たす方)◇

- (1) 利用公共交通機関の1箇月分の定期券の合計額が15,000円以上であること
(例:秋葉バス 袋井駅～天王、袋井駅～石津)
- (2) 次のいずれかに該当する方
 - ア. 授業料減免を受けている方
 - イ. 生活保護を受けている方(生活保護法第17条に規定する生業扶助のうち高等学校等就学費が給付されない方に限る)
 - ウ. 児童養護施設に入所している方、里親に養育されている方
 - エ. 同一世帯の者が市町村から就学援助を受けている方
 - オ. 市町村民税を納付しないこととなった方または市町村民税の均等割額のみを納付している方
 - カ. 保護者それぞれの県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が、85,500円未満の方(静岡県高等学校定時制課程及び通信制家庭修学資金貸与規則第2条第2号に規定する基準に該当する方)
- (3) 今年度4月1日(1年生は入学式の日またはその翌日)有効な定期券を購入していること。

◇補助額◇

(利用公共交通機関ごとの1箇月分の定期券の合計額－15,000円)×11箇月÷2

※1,000円未満の端数は切り捨てになります。

※8月を除くため、11箇月で算定します。(3年生は3月分も除きます。)

◇申し込み◇

- 1. 申込先 袋井高校:事務室
- 2. 提出期限 令和7年6月25日(水)

◇その他◇

年度の途中で定期を購入しなくなった場合(自転車通学への変更や保護者等の送迎等)は、その月から減額となります。

担 当 袋井高校 事務室
電話番号 0538-42-0191